

# 栃木県多面的機能支払交付金実施要領

制定	平成26年4月1日	農振第44号
一部改正	平成27年4月1日	農振第9号
一部改正	平成28年4月1日	農振第1号
一部改正	平成29年4月3日	農振第98号
一部改正	平成30年4月6日	農振第42号
一部改正	平成31年4月5日	農振第45号
一部改正	令和3年3月19日	農振第985号
一部改正	令和3年4月30日	農振第137号
一部改正	令和4年5月26日	農振第178号

(趣旨)

**第1条** 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする国の「多面的機能支払交付金」と一体的に支援することとする。

2 本交付金の実施については、次に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

- (1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下、「法」という。）
- (2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年度第347号。以下、「施行令」という。）
- (3) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年度第14号。以下、「施行規則」という。）
- (4) 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下、「多面実施要綱」という。）
- (5) 多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下、「多面実施要領」という。）
- (6) 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「日本型交付等要綱」という。）
- (7) 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知・27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「日本型実施要領」という。）

(本交付金の内容)

**第2条** 本交付金の内容は次のとおりとする。

- (1) 市町村長が、多面実施要綱（別紙1農地維持支払交付金に係る事業の実施方法）に基づき、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動に取り組む多面実施要綱別紙1の第2に定める組織（以下、「対象組織」という。）に対し、農地維持支払交付金を交付するために必要な経費について、別紙Iのとおり助成するものとする。

- (2) 市町村長が、多面実施要綱（別紙2資源向上支払交付金に係る事業の実施方法）に基づき、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う多面実施要綱別紙2の第2に定める組織（以下、「対象組織」という。）に対し資源向上支払交付金を交付するために必要な経費について、別紙Ⅱのとおり助成するものとする。
- (3) 日本型交付等要綱（別紙1多面的機能支払交付金に係る推進事業）に基づき、多面的機能支払交付金の適正かつ円滑な実施に資するため、市町村長に対し別紙Ⅲのとおり、また、知事が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（多面実施要綱の別紙3の第1の3により策定したものをいう。以下、「要綱基本方針」という。）において、多面的機能支払推進交付金の事業実施主体として認められた組織（日本型交付等要綱の別紙4の第3に基づき知事の承認を受けた推進組織をいう。以下、「推進組織」という。）の代表者に対し、別紙Ⅳのとおり多面的機能支払推進交付金を交付するものとする。

（助成）

**第3条** 知事は、この事業の円滑かつ効果的な実施を推進するため、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成する。

（証拠書類の閲覧）

**第4条** 知事は、必要に応じて、多面実施要領第1の14及び第2の17に基づき保管する証拠書類について、閲覧を求めることができるものとする。

（実施状況の確認）

**第5条** 知事及び推進組織の長は、必要に応じて、対象組織が多面実施要綱別紙1の第5の4の（1）及び別紙2の第5の5の（1）において、認定された事業計画書等に定められている事項の実施状況を検査することができるものとする。

（その他）

**第6条** この要領に定めるもののほか、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成26年度分の交付金から適用する。

附則（平成27年4月1日付け農振第9号）

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領による改正前の要領に基づき平成26年度に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月1日付け農振第1号）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

- 2 この要領による改正前の要領に基づき平成27年度以前に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成29年4月3日付け農振第98号）

- 1 この要領は、平成29年4月3日から適用する。
- 2 この要領による改正前の要領に基づき平成28年度以前に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成30年4月6日付け農振第42号）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要領による改正前の要領に基づき平成29年度以前に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成31年4月5日付け農振第45号）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要領による改正前の要領に基づき平成30年度以前に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和3年3月19日付け農振第985号）

- 1 この要領は、令和3年3月19日から適用する。
- 2 この要領による改正前の要領に基づき令和元年度以前に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和3年4月30日付け農振第137号）

- 1 この要領は、令和3年4月30日から適用する。
- 2 この要領による改正前の要領に基づき令和2年度以前に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和4年5月26日付け農振第178号）

- 1 この要領は、令和4年5月26日から適用する。
- 2 この要領による改正前の要領に基づき令和3年度以前に実施した事業の実績報告については、なお従前の例によるものとする。

## 別紙 I（農地維持支払交付金の実施方法）

（広域協定の認定）

**第 1 条** 市町村長は、多面実施要綱別紙 5 の第 4 の 4 に基づき、広域活動組織を設立しようとする者から申請のあった協定を認定しようとするときは、別紙様式第 1 - 1 号により、あらかじめ、推進組織の長の審査を受けた後に、別紙様式第 1 - 2 号により所管する農業振興事務所に協議するものとする。

（事業計画の認定）

**第 2 条** 市町村長は、多面実施要綱の別紙 1 の第 5 の 4 の（2）に基づき、対象組織の代表者から提出のあった事業計画を認定しようとするときは、別紙様式第 2 - 1 号により、あらかじめ、推進組織の長の審査を受けるものとする。

2 市町村長は、多面実施要綱の別紙 1 の第 5 の 4 の（2）に基づき、対象組織の代表者から提出のあった事業計画を認定したときは、別紙様式第 2 - 2 号により所管する農業振興事務所に報告するものとする。

3 市町村長は、多面実施要綱の別紙 1 の第 5 の 5 の（2）に基づき、対象組織の代表者から提出のあった事業計画の変更を認定しようとするときは、前項と同様の手続きを経るものとする。

（事業実施計画の策定等）

**第 3 条** 市町村長は、対象組織の代表者に交付金を交付しようとするときは、毎年度、多面実施要綱別紙 3 の第 2 の 3 に基づき、事業実施計画を策定し、所管する農業振興事務所を経由の上、知事に提出するものとする。

2 市町村長は、多面実施要綱別紙 3 の第 2 の 4 に基づき事業実施計画の内容を変更したときは、前項と同様の手続きを経るものとする。

（交付額）

**第 4 条** 農地維持支払交付金の交付額は、別表 1 のとおりとする。ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

（農地維持支払交付金の管理）

**第 5 条** 市町村長は、知事から交付される農地維持支払交付金を、市町村長から交付する補助金等と合せて管理するものとする。

2 市町村長は、本交付金について、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

3 市町村長は、活動期間の最終年度末に対象組織において残額が生じたときは、当該残額のうち、知事が国の交付金と一体的に交付した分を知事に返還するものとする。

(地域資源保全管理構想の報告)

**第6条** 市町村長は、多面実施要領第1の2の(2)に基づき、対象組織の代表者から地域資源保全管理構想の提出があったときは、別紙様式第3号により所管する農業振興事務所長及び推進組織の長に報告するものとする。

(実施状況の報告)

**第7条** 市町村長は、多面実施要綱別紙1の第5の7の(1)及び(2)に基づき、対象組織の代表者から事業計画に定められている事項の実施状況の報告(以下、「実施状況の報告」という。)があったときは、必要に応じて推進組織の指導を受けるものとする。

2 市町村長は、多面実施要綱別紙1の第8の2の(1)に基づき、対象組織の代表者に対して実施状況の確認結果を通知するときは、別紙様式第4号により所管する農業振興事務所長及び推進組織の長にも報告するものとする。

3 市町村長は、多面実施要綱別紙1の第8の2の(2)に基づき、対象組織の事業計画に位置付けられた農用地及び対象施設の保全管理状況等についてとりまとめ、所管する農業振興事務所長を経由の上、知事に報告するものとする。

(事業実績の報告)

**第8条** 市町村長は、多面実施要綱の別紙1の第8の1の(1)に基づき、第3条に係る事業実施計画の実績を所管する農業振興事務所長を経由の上、知事に報告するものとする。

別表 1 (別紙 I の第 4 条関係)

多面実施要綱の別紙 1 の第 6 の 2 により定める国の交付金と一体的に知事が交付する補助金の地目ごとの単価は下表中の②とし、対象組織の事業計画に位置付けられている対象農用地の地目ごとの面積に乗じて得た金額の合計額とする。

ただし、知事が交付する金額は、市町村長が知事の交付する金額と合せて対象組織に交付する額に 0.75 を乗じて得た額以内とする。

(1) 交付単価

地目	①農地維持支払交付金の 10 a 当たりの交付単価	②①のうち知事が交付する補助金の 10 a 当たりの交付単価
田	3,000 円	2,250 円
畑	2,000 円	1,500 円
草地	250 円	187.5 円

(2) 加算単価

地目	①農地維持支払交付金の 10 a 当たりの交付単価	②①のうち知事が交付する補助金の 10 a 当たりの交付単価
田	1,000 円	750 円
畑	600 円	450 円
草地	80 円	60 円

## 別紙Ⅱ（資源向上支払交付金の実施方法）

（広域協定の認定）

**第1条** 市町村長は、多面実施要綱別紙5の第4の4に基づき、広域活動組織を設立しようとする者から申請のあった協定を認定しようとするときは、別紙Ⅰの第1条に定めるところとする。

（事業計画の認定）

**第2条** 市町村長は、多面実施要綱の別紙2の第5の5の（2）に基づき、対象組織の代表者から提出のあった事業計画を認定しようとするときは、別紙様式第2－1号により、あらかじめ、推進組織の長の審査を受けるものとする。

2 市町村長は、多面実施要綱の別紙2の第5の5の（2）に基づき、対象組織の代表者から提出のあった事業計画を認定したときは、別紙様式第2－2号により所管する農業振興事務所に報告するものとする。

3 市町村長は、多面実施要綱の別紙2の第5の6の（2）に基づき対象組織の代表者から提出のあった事業計画の変更を認定しようとするときは、前項と同様の手続を経るものとする。

（事業実施計画の策定等）

**第3条** 市町村長は、対象組織の代表者に交付金を交付しようとするときは、毎年度、多面実施要綱別紙3の第2の3に基づき、事業実施計画を策定し、所管する農業振興事務所を経由の上、知事に提出するものとする。

2 市町村長は、多面実施要綱別紙3の第2の4に基づき事業実施計画の内容を変更したときは、前項と同様の手続を経るものとする。

（交付額）

**第4条** 資源向上支払交付金の交付額は、別表2のとおりとする。ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

（資源向上支払交付金の管理）

**第5条** 市町村長は、県から交付される資源向上支払交付金を、市町村長から交付する補助金等と合せて管理するものとする。

2 市町村長は、本交付金について、多面実施要綱別紙2の第4の1から3までの活動について区分して整理するものとし、農地維持支払交付金に係る経理と合わせて整理できるものとする。

3 市町村長は、活動期間の最終年度末に残額が生じたときは、当該残額のうち、知事が国の交付金と一体的に交付した分を知事に返還するものとする。

(実施状況の報告)

**第6条** 市町村長は、多面実施要綱別紙2の第5の8の(1)及び(2)に基づき、対象組織の代表者から事業計画に定められている事項の実施状況の報告(以下、「実施状況の報告」という。)があったときは、必要に応じて推進組織の指導を受けるものとする。

2 市町村長は、多面実施要綱別紙2の第8の2の(1)に基づき、対象組織の代表者に対して実施状況の確認結果を通知するときは、別紙様式第4号により所管する農業振興事務所長及び推進組織の長にも報告することとする。

3 市町村長は、多面実施要綱別紙2の第8の2の(2)に基づき、対象組織の事業計画に位置付けられた農用地及び対象施設の保全管理状況等についてとりまとめ、所管する農業振興事務所長を経由の上、知事に報告するものとする。

(事業実績の報告)

**第7条** 市町村長は、多面実施要綱の別紙2の第8の1の(1)に基づき、第3条に係る事業実施計画の実績を所管する農業振興事務所長を経由の上、知事に報告するものとする。

#### 別表2 (別紙Ⅱの第4条関係)

##### (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

多面実施要綱の別紙2の第6の2の(1)に定める国の交付金と一体的に知事が交付する補助金の地目ごとの単価は下表中の②とし、対象組織の事業計画に位置づけられている対象農用地の地目ごとの面積に乗じて得た金額の合計額とする。

ただし、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、下記の(ア)交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

なお、知事が交付する金額は、市町村長が知事の交付する金額と合せて対象組織の代表者に交付する額に0.75を乗じて得た額以内とする。

##### (ア) 交付単価

地目	①資源向上支払交付金(共同活動)の10a当たりの交付単価	②①のうち知事が交付する補助金の10a当たりの交付単価
田	1,800円	1,350円
畑	1,080円	810円
草地	180円	135円

##### (イ) 加算単価

##### (a) 多面的機能の更なる増進に向けた活動に取り組む場合

地目	①資源向上支払交付金(共同活動)の10a当たりの交付単価	②①のうち知事が交付する補助金の10a当たりの交付単価
田	300円	225円
畑	180円	135円
草地	30円	22.5円



(b) (a) の多面的機能の更なる増進に向けた活動に加え、農村協働力の深化に向けた活動に取り組む場合 ( (a) の表中の単価に更に加算できる交付単価)

地目	①資源向上支払交付金（共同活動）の 10a 当たりの交付単価	②①のうち知事が交付する補助金の 10a 当たりの交付単価
田	300円	225円
畑	180円	135円
草地	30円	22.5円

(c) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動に取り組む場合

地目	①資源向上支払交付金（共同活動）の 10a 当たりの交付単価	②①のうち知事が交付する補助金の 10a 当たりの交付単価
田	300円	225円

## (2) 施設の長寿命化のための活動

多面実施要綱の別紙2の第6の2の(2)に定める国の交付金と一体的に知事が交付する補助金の地目ごとの単価の上限は下表中の②（多面実施要綱の別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施行を実施しない場合は、5/6を乗じて得た額）とし、対象組織の事業計画に位置づけられている対象農用地の地目ごとの面積に乗じて得た金額の合計額とする。

また、多面実施要綱の別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は、保全管理する区域内に存在する集落数に150万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

なお、広域活動組織にあっては、下表中の②により算出した額とする。

ただし、知事が交付する金額は、市町村長が知事の交付する金額と合せて対象組織の代表者に交付する額に0.75を乗じて得た額以内とする。

地目	①資源向上支払交付金（長寿命化）の 10a 当たりの交付単価	②①のうち知事が交付する補助金の 10a 当たりの交付単価
田	4,400円	3,300円
畑	2,000円	1,500円
草地	400円	300円

(3) 組織の広域化・体制強化

多面実施要綱の別紙2の第6の2の(3)に定める国の交付金と一体的に知事が交付する補助金の交付額は下表中の②の額とする。

ただし、知事が交付する金額は、市町村長が知事の交付する金額と合せて対象組織の代表者に交付する額に0.75を乗じて得た額以内とする。

区 分	①組織の広域化・体制強化 に対する設立される一組 織当たりの交付額	②①のうち知事が交付する 補助金の一組織当たりの 交付額
3集落以上 または 50ha以上200ha未満	(年間) 40,000円	(年間) 30,000円
200ha以上1,000ha未満 または 特定非営利活動法人	(年間) 80,000円	(年間) 60,000円
1,000ha以上	(年間) 160,000円	(年間) 120,000円

## 別紙Ⅲ（多面的機能支払推進交付金（市町村推進事業）の実施方法）

（事業実施の手続）

**第1条** 市町村長は、市町村推進事業を実施、又は変更しようとするときは、日本型交付等要綱の第5の3に基づく市町村推進事業実施計画を所管する農業振興事務所長を経由の上、知事に提出するものとする。

（交付決定前の事業着手）

**第2条** 市町村長は、規則に基づく多面的機能支払推進交付金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ、所管する農業振興事務所長の適正な指導を受けた上で、別紙様式第5号により、所管する農業振興事務所長を経由の上、知事に交付決定前着手届を提出するものとする。

（実施状況の報告）

**第3条** 市町村長は、日本型交付等要綱の第7の2に基づく市町村推進事業実績を所管する農業振興事務所長を経由の上、知事に報告するものとする。

## 別紙Ⅳ（多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）の実施方法）

（事業実施の手続）

**第1条** 推進組織の長は、推進組織推進事業を実施、又は変更しようとするときは、日本型交付等要綱の第5の4に基づく推進組織推進事業実施計画を知事に提出するものとする。

（交付決定前の事業着手）

**第2条** 推進組織の長は、規則に基づく多面的機能支払推進交付金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ、知事の適正な指導を受けた上で、別紙様式第5号により知事に交付決定前着手届を提出するものとする。

（実施状況の報告）

**第3条** 推進組織の長は、日本型交付等要綱の第7の2に基づく推進組織推進事業実績を知事に報告するものとする。

別紙様式第1-1号（別紙Ⅰの第1条、別紙Ⅱの第1条関係）

番 号  
令和 年 月 日

推進組織の長 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○

多面的機能支払交付金に係る広域協定の認定に係る審査について  
栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅰの第1条及び別紙Ⅱの第1条の規定に基づき、下記の広域活動組織の認定について審査願います。

記

- ・ 広域活動組織名：○○○○○○○○○

〔提出書類〕

- ・ 協定書
- ・ 活動計画書
- ・ 運営委員会規則

（注意）

対象組織の代表者からの申請書類は、原則すべて添付する。

別紙様式第1-2号（別紙Ⅰの第1条、別紙Ⅱの第1条関係）

番 号  
令和 年 月 日

〇〇農業振興事務所長      〇〇 〇〇 様

市町村長      〇〇 〇〇

多面的機能支払交付金に係る広域協定の認定協議について  
栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅰの第1条及び別紙Ⅱの第1条の規定に基づき、下記の広域活動組織の認定について協議します。

記

- ・ 広域活動組織名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〔提出書類〕

- ・ 協定書
- ・ 活動計画書
- ・ 運営委員会規則

（注意）

対象組織の代表者からの申請書類は、原則すべて添付する。

別紙様式第1-3号（別紙Ⅰの第1条、別紙Ⅱの第1条関係）

番 号  
令和 年 月 日

市町村長 ○○ ○○ 様

推進組織の長 ○○ ○○

多面的機能支払交付金に係る広域協定の認定に係る審査結果について  
栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅰの第1条及び別紙Ⅱの第1条の規定に基づき、令和○○年○○月○○日付け○○第○○○号で審査の依頼があった下記の広域活動組織については、多面実施要綱別紙5の基準を満たしていることを報告します。

記

- ・ 広域活動組織名：○○○○○○○○○

別紙様式第1-4号（別紙Ⅰの第1条、別紙Ⅱの第1条関係）

番 号  
令和 年 月 日

市町村長 ○○ ○○ 様

○○農業振興事務所長 ○○ ○○

多面的機能支払交付金に係る広域協定の認定協議について  
栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅰの第1条及び別紙Ⅱの第1条の規定に基づき、令和○○年○○月○○日付け○○第○○○号で認定の協議があった下記の広域活動組織の広域協定の認定については、異議ありません。

記

- ・ 広域活動組織名：○○○○○○○○○



番 号  
令和 年 月 日

推進組織の長 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○

令和○○年度多面的機能支払交付金に係る事業計画の（変更）認定に係る審査  
について

栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅰの第2条第1項（第3項）及び別紙Ⅱの第  
2条第1項（第3項）の規定に基づき、下記の対象組織の（変更）事業計画について、審  
査願います。

記

- ・対象組織名：○○○○○○○○  
○○○○○○○○  
○○○○○○○○

〔関係書類〕

- 1 多面的機能発揮促進事業に関する計画〔多面実施要領 様式第1-2号〕
- 2 多面的機能支払交付金に係る活動計画書（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関  
する活動計画書）〔多面実施要領 様式第1-3号〕
- 3 令和 年度多面的機能支払交付金に係る活動組織別活動計画整理票  
〔別紙様式第2-2号（別紙）〕

（注意）

- 1 認定に係る審査の場合は、文書名の「（変更）」、本文1行目及び2行目の「（第  
3項）」、本文2行目の「（変更）」を削除する。
- 2 変更認定に係る審査の場合は、文書名の「事業計画の」を「事業計画の変更」に、  
また、本文1行目及び2行目の「第2条第1項」を「第2条第3項」に、さらに、本  
文3行目の「事業計画」を「変更事業計画」に置き換える。
- 3 対象組織の代表者からの申請書類は、原則すべて添付する。

番 号  
令和 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様

市町村長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度多面的機能支払交付金に係る事業計画（変更）認定の報告について

栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅰの第2条第2項（第3項）及び別紙Ⅱの第2条第2項（第3項）の規定に基づき、下記の対象組織の（変更）事業計画を認定したので、関係書類を添えて報告します。

記

- ・対象組織名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〔関係書類〕

- 1 多面的機能発揮促進事業に関する計画〔多面実施要領 様式第1-2号〕
- 2 多面的機能支払交付金に係る活動計画書（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書）〔多面実施要領 様式第1-3号〕
- 3 令和 年度多面的機能支払交付金対象組織別活動計画整理表  
〔別紙様式第2-2号（別紙）〕

（注意）

- 1 認定の場合は、文書名の「（変更）」、本文1行目及び2行目の「（第3項）」、本文2行目の「（変更）」を削除する。
- 2 変更認定の場合は、文書名の「事業計画の」を「事業計画の変更」に、また、本文1行目の「第2項」を「第3項」に、さらに、本文2行目の「事業計画」を「変更事業計画」に置き換える。
- 3 対象組織の代表者からの申請書類は、原則すべて添付する。

番 号  
令和 年 月 日

市町村長 ○○ ○○ 様

推進組織の長 ○○ ○○

令和○○年度多面的機能支払交付金に係る事業計画の（変更）認定に係る審査  
結果について

栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅰの第2条第1項（第3項）及び別紙Ⅱの第  
2条第1項（第3項）の規定に基づき、令和○○年○○月○○日付け○○第○○○号で審  
査の依頼があった下記の対象組織の（変更）事業計画については、異議ありません。

記

- ・対象組織名：○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○

（注意）

- 1 認定に係る審査の場合は、文書名の「（変更）」、本文1行目及び2行目の「（第3  
項）」、本文3行目の「（変更）」を削除する。
- 2 変更認定に係る審査の場合は、文書名の「事業計画の」を「事業計画の変更」に、ま  
た、本文1行目及び2行目の「第2条第1項」を「第2条第3項」に、さらに、本文3  
行目の「事業計画」を「変更事業計画」に置き換える。

別紙様式第3号（別紙Ⅰの第6条関係）

番 号  
令和 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様  
推進組織の長 〇〇 〇〇 様

市町村長 〇〇 〇〇

多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）に係る地域資源保全管理構想の  
報告について

栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅰの第6条の規定に基づき、下記の対象組織  
から地域資源保全管理構想の提出があったので報告します。

記

- ・対象組織名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〔提出書類〕

- ・地域資源保全管理構想

（注意）

対象組織の代表者からの申請書類は、原則すべて添付する。

別紙様式第4号（別紙Ⅰの第7条第2項、別紙Ⅱの第6条第2項関係）

番 号  
令和 年 月 日

〇〇農業振興事務所長 〇〇 〇〇 様  
推進組織の長 〇〇 〇〇 様

市町村長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認結果の報告について

栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅰの第7条第2項及び別紙Ⅱの第6条第2項の規定に基づき、下記の対象組織に対して実施状況の確認結果を通知したので、関係書類を添えて報告します。

記

- ・対象組織名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〔提出書類〕

- 1 令和 年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書〔多面実施要領 様式第1－8号〕
- 2 令和 年度多面的機能支払交付金活動記録〔多面実施要領 様式第1－6号〕
- 3 令和 年度多面的機能支払交付金金銭出納簿〔多面実施要領 様式第1－7号〕
- 4 多面実施要領別記3－1 様式第1号～第5号
- 5 その他の資料

（注意）

対象組織の代表者からの申請書類は、原則すべて添付する。

別紙様式第5号（別紙Ⅲ（別紙Ⅳ）の第2条関係）

番 号  
令和 年 月 日

栃木県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○  
または  
推進組織の長 ○○ ○○

令和○○年度多面的機能支払交付金（多面的機能支払推進交付金）交付決定前  
着手届

栃木県多面的機能支払交付金実施要領別紙Ⅲ（別紙Ⅳ）の第2条の規定に基づき、推進  
事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するの  
で、提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を  
生じた場合、これらの損失は、事業実施主体（市町村（推進組織））が負担するもの  
とする。
- 2 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変  
更はないこと。

別添

事業項目	推進事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

（注意）

- 1 市町村長にあつては、本文1行目の「（別紙Ⅳ）」及び記の1の2行目の「（推進  
組織）」を削除する。
- 2 推進組織の長にあつては、本文1行目の「別紙Ⅲ」を「別紙Ⅳ」に、また、記の1  
の2行目の「（市町村）」を「（推進組織）」に置き換える。